



平成 27 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 日本梱包運輸倉庫株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 黒 岩 正 勝  
(コード番号 9072 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 佐野 恭 行  
TEL 03-3541-5331

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 29 日開催予定の当社第 74 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款一部変更の件

#### (1) 定款変更の理由

- ① 当社は、第 74 回定時株主総会に付議される「吸収分割契約承認の件」をご承認いただくことを条件として、平成 27 年 10 月 1 日をもって持株会社となります。これに伴い、同日を効力発生日として商号と目的に関する文言の修正等所要の変更を行うものであります。
- ② 法令に求める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。  
なお、規定の新設については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 会社法改正に伴い、取締役、監査役及び会計監査人の責任免除に関する文言の修正等所要の変更を行うものであります。
- ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

#### (2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、 <u>日本梱包運輸倉庫株式会社</u> と称する。	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、 <u>ニッコンホールディングス株式会社</u> と称し、 <u>英文では NIKKON Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>つぎの事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. } (条文省略)</p> <p>5.</p> <p>6. 内外物資の輸出入<u>および</u>販売</p> <p>7. 廃棄物の収集、<u>運搬および</u>処分に関する処理事業</p> <p>8. 自動車分解整備事業<u>および</u>自動車部品の販売</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>10. 梱包原材料の製造<u>および</u>販売</p> <p>11. (条文省略)</p> <p>12. 物流関連機器の設計製作<u>および</u>販売</p> <p>13. 機械器具<u>および</u>装置等の加工、組立<u>および</u>解体</p> <p>14. 損害保険代理業<u>および</u>生命保険代理業</p> <p>15. } (条文省略)</p> <p>19.</p> <p>20. 発電<u>および</u>売電に関する事業 (新 設)</p> <p><u>21.</u> (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の事業を営むこと、及びこれに相当する事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1. } (現行どおり)</p> <p>5.</p> <p>6. 内外物資の輸出入<u>及</u>び販売</p> <p>7. 廃棄物の収集、<u>運搬及</u>び処分に関する処理事業</p> <p>8. 自動車分解整備事業<u>及</u>び自動車部品の販売</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>10. 梱包原材料の製造<u>及</u>び販売</p> <p>11. (現行どおり)</p> <p>12. 物流関連機器の設計製作<u>及</u>び販売</p> <p>13. 機械器具<u>及</u>び装置等の加工、組立<u>及</u>び解体</p> <p>14. 損害保険代理業<u>及</u>び生命保険代理業</p> <p>15. } (現行どおり)</p> <p>19.</p> <p>20. 発電<u>及</u>び売電に関する事業</p> <p><u>21. 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造と流通に関する事業</u></p> <p><u>22.</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>(4)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及</u>び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(4)</p>
<p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>第6条 } (条文省略)</p>	<p>第6条 } (現行どおり)</p>
<p>第8条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(1) } (条文省略)</p> <p>(3)</p>	<p>第8条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(1) } (現行どおり)</p> <p>(3)</p>

現行定款	変更案
<p>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>および</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い<u>および</u>手数料は、法令<u>または</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 { (条文省略)</p> <p>第14条</p> <p>(株式会社の招集者<u>および</u>議長)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>および</u>連結計算書類に記載<u>または</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使の制限)</p> <p>第18条 (条文省略) 2. 株主<u>または</u>代理人は、その代理権を証する書面を総会<u>毎</u>に、当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て<u>及び</u>募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 { (現行どおり)</p> <p>第14条</p> <p>(株式会社の招集者<u>及び</u>議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び</u>連結計算書類に記載<u>又は</u>表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(株主総会の決議)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使の制限)</p> <p>第18条 (条文省略) 2. 株主<u>又は</u>代理人は、その代理権を証する書面を総会<u>ごと</u>に、当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録し、議長<u>および</u>出席した取締役が記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>第4章 取締役<u>および</u>取締役会</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 増員<u>または</u>補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役<u>および</u>役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役<u>および</u>各監査役に対し会日の3日前に通知を発する。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役<u>および</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事の経過の要領<u>および</u>その結果<u>ならびに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した取締役<u>および</u>監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録し、議長<u>及び</u>出席した取締役が記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>第4章 取締役<u>及び</u>取締役会</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 増員<u>又は</u>補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役<u>及び</u>役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、各取締役<u>及び</u>各監査役に対し会日の3日前に通知を発する。 ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができ、また、取締役<u>及び</u>監査役の全員の同意があるときは、招集の通知を発しない。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事の経過の要領<u>及び</u>その結果<u>並びに</u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した取締役<u>及び</u>監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は<u>法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数, 選任方法)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (条文省略)</p> <p style="padding-left: 4em;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新 設)</p> <p>第29条 く (条文省略)</p> <p>第32条</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人の責任</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する旨の契約を締結することができる</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、1年とし、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>第38条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数, 選任方法)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2. (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3. 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第29条 く (現行どおり)</p> <p>第32条</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人の責任</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、1年とし、毎年4月1日<u>から</u>翌年3月31日までとする。</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>もしくは</u>登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>または</u>記録された株主<u>または</u>登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>3. 当社は、前<u>二</u>項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>若しくは</u>登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>2. 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載<u>又は</u>記録された株主<u>又は</u>登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</p> <p>3. 当社は、前<u>2</u>項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 第1条及び第2条の変更は、平成27年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、当該効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

以上